

毎月第1火曜日の窓口延長で マイナンバーカードの申請・受取ができるようになります

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112

10月より、毎月第1火曜日（休日の場合は翌日）の窓口延長時のみ、マイナンバーカードの申請・受取ができるようになります。マイナンバーカードを申請したい方、申請したがまだ受取をしていない方は、ぜひご利用ください。

なお、マイナンバーカードの受取は午後6時30分までとなりますので、ご注意ください。

窓口延長事務内容	窓口延長時間	持ち物
各種証明書の発行	毎週火曜日 午後5時15分～7時	本人確認書類・手数料 (印鑑証明の方は印鑑登録証)
マイナンバーカードの申請	毎月第1火曜日 午後5時15分～7時	本人確認書類※2・通知カード
マイナンバーカードの受取※1	毎月第1火曜日 午後5時15分～6時30分	本人確認書類※2・交付通知はがき 通知カード



※1 マイナンバーカードの受取はご本人のみです。

※2 顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は、保険証や年金手帳、受給者証など2点以上の公的機関が発行した書類が必要となります。

11月5日から住民票、印鑑証明、マイナンバーカードに 旧氏（旧姓）が併記できるようになります

申込 問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112

女性が活躍する社会を目指す中で、旧氏（旧姓）を使用したまま働く女性も少なくありません。様々な活動の場面で旧氏を使用しやすくするため、住民票、印鑑証明、マイナンバーカードなどに旧氏が併記できるようになります。職場で旧氏を使用する場合や、就職・転職などの場面で、旧氏を確認することが可能です。

また印鑑登録についても、住民票に旧氏が併記されている方は、旧氏の印鑑を使用できるようになります。

●旧氏を初めて記載する際には、任意の旧氏を記載することができます

- 一度記載した旧氏は、婚姻等によって氏が変わった場合でもそのまま記載が可能です。
- 旧氏は、他市町村へ転入しても引き続き記載可能です。

●旧氏を記載するにあたっての注意点

- 旧氏を削除することは可能ですが、同じ旧氏を再び記載することはできません。
- 旧氏併記、もしくは旧氏削除をした後でさらに氏が変わった場合には、直前の旧氏に変更することができます。
- 旧氏記載すると、住民票や印鑑証明書を取得すると常に記載されます。（省略することはできません。）

●旧氏記載を検討している方へ

記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、その旧氏が記載された**戸籍謄抄本の添付**が必要です。

戸籍謄抄本の取得や旧氏記載を希望する方は、住民福祉課 住民係（1階①番窓口）へご相談ください。

